

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

令和2年12月21日時点の情報です。詳しくは、各担当または市ホームページへ。



市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組んでいきます。

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は2月26日までに

対象となる世帯は給付金を受け取れます。申請が必要ですので、該当すると思われる場合は、問い合わせてください。

◎基本給付

次のいずれかに該当するひとり親世帯が対象です。

- ①公的年金等を受給しているため、児童扶養手当の支給が全額停止されている
- ②児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当の受給世帯と同じ水準となっている

◎追加給付

基本給付の対象の①に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯が対象です。内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、得る予定だった収入が

得られなかった場合も対象になります。
☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

生活福祉資金制度の特例貸し付け

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで収入が減少し生活の維持が困難となっている世帯や、一時的に貸し付けを必要とする世帯を対象に、左の表のとおり特例貸し付けを行っています。いずれも、連帯保証人は不要で、無利子で

▼生活福祉資金制度の特例貸し付け

| | 福祉資金 緊急小口資金 | 総合支援資金 生活支援費 |
|-------|----------------|---|
| 貸し付け額 | 20万円以内 (一括) | * 2人以上の世帯=月20万円以内 * 単身世帯=月15万円以内 ※いずれも原則3か月以内 |
| 交付 | 申請から1週間程度 | 申請から最短20日程度 |
| 返済 | 最長1年据え置き、2年以内 | 最長1年据え置き、10年以内 |

す。なお、すでに申請している方は、再申請できません。
☆詳しくは、社会福祉協議会貸付専用ダイヤル ☎080-9999517657、または、☎080-237218154へ。

傷病手当金の適用期間を延長

国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルスに感染した、または、その疑いがあり、療養のため就業できなかつた場合に、傷病手当金を支給しています。

この適用期間を、3月31日まで延長します。

☆詳しくは、国民健康保険は保険係、後期高齢者医療保険は後期高齢者医療係へ。

くらし・ビジネスサポートセンター

就職先が見つからない、失業して家賃が支払えない、家計が苦しいなど、生活・家計・仕事の悩みごとの相談に応じます。離職・廃業した方や、休業などで収入が減少した方へ家賃を助成す

る住居確保給付金の相談も受け付けています。ただし、生活費などの貸し付けはできません。
☆詳しくは、くらし・ビジネスサポートセンター ☎5192033へ。

創業ワンストップ窓口相談

創業に関するさまざまな相談に応じます。また、資金調達、マーケティング、各種助成金制

- ◇場所 市役所内相談室
- ◇対象 これから創業を考えている方、または、創業5年内の方
- ☆申し込みは、産業振興係へ。

感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつけよう



大人数や長時間におよぶ飲食



マスクなしでの会話



狭い空間での共同生活



居場所の切り替わり

